

秘

大正二年十二月十七日會議案
決議

樺太廳官制中改正ノ件

参照添附

勅令第 號

樺太廳官制中左ノ通改正ス

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

内務部長

奏任

拓殖部長

奏任

警察部長

奏任

理事官

專任七人

奏任

技師

專任五人

奏任

屬

警部

技手

通譯

警部補

專任百二人
判任

判任

警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ經
テ樺太廳長官之ヲ定ム

第二條 削除

第三條 削除

第五條 削除

第六條 削除

第七條 削除

第八條 削除

第十一條中「樺太守備隊司令官」ヲ「師團長」ニ改ム

第十四條第一項中「第一部長タル事務官」ヲ「官等」ノ順序ニ從ヒ部長ニ第二項中「第一部長タル事務官」ヲ部長ニ「事務官」ヲ「高等官」ニ改ム

第十六條中「第一部」ヲ「内務部」ニ「第二部」ヲ「拓殖部」ニ「第三部」ヲ「警察部」ニ改ム

第十七條中「事務官」ヲ以テ之ニ充ツルヲ削ル

第十九條 削除

第二十條 理事官ハ長官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第二十條ノ二 警察部長ハ警察事務ノ

執行ニ關シ事急ナル場合ニ於テ支廳
長以下ヲ指揮スルコトヲ得

第二十一條中「支廳長」ノ下ニ「理事官又
ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ」ヲ加フ

第二十二條 削除

第二十六條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技

術ヲ掌ル

第二十八條中「巡查」ヲ「警部補及巡查」ニ改

ム

第二十八條ノ二 技手ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ技術ニ従事ス

第二十九條ノ二 警部補ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ警察事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ

指揮監督ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第百二十一號ハ之ヲ

廢止ス

今照

○樺太廳官制明治四十三年三月
勅令第百三十三號

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

事務官

支廳長

内務部長

奏任

拓殖部長

奏任

警察部長

奏任

理事官

專任七人

奏任

技師

專任五人

奏任

通譯官

屬

警部

技手

通譯

專任百二人

判任

警部補

判任

警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ樺太
廳長官之ヲ定ム

第二條 長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將官ヲ以
テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 事務官ハ專任五人奏任トス但シ其ノ
中一人ハ勅任ト為スコトヲ得

第四條 (削除)

第五條 支廳長ハ專任三人奏任トス

第六條 技師ハ專任七人ヲ以テ定員トス

第七條 通譯官ハ專任一人奏任トス

第八條 屬警部及通譯ハ判任トス

屬警部技手及通譯ハ通シテ百十六人ヲ以テ

定員トシ其ノ各官ノ定員ハ長官之ヲ定ム

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力

ヲ要シ又ハ警護ノ為兵備ヲ要スルトキハ樺

太守備隊司令官師團長ニ移牒シ出兵ヲ請フ

コトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一部長タル

事務官官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代

理ス

長官及第一部長タル事務官部長共ニ事故アル

ルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ事務官高等官

ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨

時代理セシムルコトヲ得

第十六條 樺太廳ニ長官官房及部ヲ置キ事務

ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ

長官官房

一 官吏ノ進退及身分ニ関スル事項

二 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事

項

三 官印廳印ノ管守ニ関スル事項

- 四 褒賞ニ関スル事項
- 五 外國人ニ関スル事項

第一部

内務部

- 一 教育ニ関スル事項
- 二 商工業ニ関スル事項
- 三 氣象測候ニ関スル事項
- 四 土木ニ関スル事項
- 五 會計ニ関スル事項
- 六 鐵道郵便電信電話ニ関スル事項

七 他ノ主掌ニ属セサル事項

第二部

拓殖部

- 一 土地ノ處分及拓殖ニ関スル事項
- 二 鑛山、森林、農業、牧畜ニ関スル事項
- 三 水産、漁獵ニ関スル事項

第三部

警察部

- 一 警察ニ関スル事項
- 二 衛生ニ関スル事項

第十七條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第十九條 第一部長タル事務官ハ長官ヲ佐ケ廳務ヲ整理シ官房及各部ノ事務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務官理事官ハ長官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

長官ハ事務官ノ一人ヲシテ審議立案ヲ掌ラシムルコトヲ得

第二十條ノ二 樟太廳ニ警務長ヲ置キ第三部

長タル事務官ヲ以テ之ニ充ツ

警務長警察部長ハ警察事務ノ執行ニ関シ事急ナル場合ニ於テ支廳長以下ヲ指揮スルコトヲ得

第二十一條 支廳長ハ理事官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發

スルコトヲ得

第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯通

辨ヲ掌ル

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察事

務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督

ス

第二十八條ノ二 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技

術ニ従事ス

第二十九條ノ二 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

警察事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

○明治四十三年勅令第百三十一號

第一條 樺太廳ニ豫算定額内ニ於テ警部補ヲ置

ク但シ其ノ定員ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經

テ樺太廳長官之ヲ定ム

第二條 警部補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ

警察事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

(附則略)

秘

大正二年十二月十七日會議議案

決議

樺太廳職員特別任用令中改正ノ件

(参照添附)